

# 全体の流れ

## ① 陽性者本人から施設等へ連絡

## ② 調査対象期間を確認



### 事前準備

1. 陽性者等からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認
2. 調査対象期間(発症日2日前～最終利用日)を確認。  
その間の利用日等を確認

## ③ リストアップ(同HPのリストアップの基準を参考)

## ④ 濃厚接触者への対応

リストアップされた方は、「濃厚接触者」です。

対象者には次の事項をお願いしてください

- 陽性者と最後に接触した日の翌日から7日間(8日目解除)の外出自粛※の検討。検温など自身による健康状態の確認
- 上記以外の方も、陽性者と接触した翌日から7日間は健康に気をつけてください

- ※1 保育所等の従事者は、①他の職員による代替が困難、②ワクチンの追加接種後(2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から)14日間経過、③無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(困難な場合は抗原定性検査キットも可)により陰性を確認、  
④濃厚接触者である当該職員の業務を所属の管理者が了解している場合は、業務に従事することが可能
- ※2 ※1以外の従事者であっても、4、5日目の抗原定性検査キットを用いた自費(事業者)検査により陰性確認できた場合は5日目に待機解除が可能  
(※1、2ともに、7日間を経過するまでは、検温等の経過観察をお願いします)

※濃厚接触者の文言統一について

厚生労働省からの令和4年3月16日付事務連絡を受け、札幌市保健所では施設等が自ら行う疫学調査で判定する場合に使用していた「感染の可能性がある方」を改め、「濃厚接触者」に統一することといたしました。

## 症状がある場合は…

※健康観察期間中に症状が出た場合も同様です

### ① かかりつけ医にご相談ください

受診する際には、事前に電話し、「濃厚接触者」であることを伝えてください。受診にかかる費用は医療機関にご確認ください。

### ② かかりつけ医がない場合は、次のいずれかに電話相談ください

- ・救急安心センターさっぽろ
- WEB7119(右記コード)または☎ #7119 (24時間)



←WEB7119はこちら

